

江東区ボランティア・地域貢献活動センターXアカウント運用要領

令和6年12月19日

6江東社協ボ第174号

(目的)

第1条 本要領は、江東区ボランティア・地域貢献活動センター(以下「センター」という。)が運用するXアカウント(以下「センターX」という。)を通じて、区民等への情報提供を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネットユーザーに公開できる手段をいう。
- (2) センターX センターが設置し運用するためのXをいう。
- (3) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ユーザー Xの利用者をいう。
- (5) ポスト Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのXを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (7) リプライ Xを使っているユーザーからのポストに返信することをいう。
- (8) リポスト Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。
- (9) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。

(運用主体)

第3条 センターXの運営主体はセンターとし、アカウント名は、「kvac_official」とする。

(センターX運用管理者)

第4条 センターXを閲覧する全ての者に適切に情報が発信される環境を実現

するため、センターXの運用管理を統括する者として、センターX運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者は、センター所長の職にある者とする。

3 運用管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) センターXの運用統括

(2) Xの運用に係る基準の制定又は改廃

(センターX情報管理者)

第5条 センターXに掲載するコンテンツを適正に管理するために、センターX情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

2 情報管理者は、センター係長の職にある者とする。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 投稿されたコンテンツの内容確認及び削除

(2) センターXの運用に関する閲覧者からの問い合わせ対応

(アカウント運用者の明示)

第6条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体としてセンターXのアカウント名を江東区社会福祉協議会のホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第7条 センターXでは、以下の情報を掲載することとする。

(1) センターのイベントに関する開催又は中止等の判断

(2) センターの事業に関する情報

(3) その他、センター所長が適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリポストの方針)

第8条 センターXでは、関係機関との連携を促進し、より広範な受け手に情報が届くよう努めるため、江東区、他地区社協、関係機関等の公共公益性の高いアカウントについて積極的にフォロー、リプライ及びリポストを行うものとする。ただし、福祉や社協に直接関連しないものや公序良俗に反すると認められるものはこの限りではない。

(投稿禁止情報)

第9条 ユーザーは、センターXの利用に際して、次に掲げる内容のコメント

を行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が以下の事項に該当すると判断した場合は、他のユーザーに対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) センター又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの（暴力的な表現、攻撃的な内容などを含む）
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報と特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、センターが不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(著作権)

第10条 センターXに掲載されている個々の情報(画像、動画等)に関する諸権利は、センター又は現著作者に帰属する。

2 他のユーザーは、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責事項)

第11条 センターは、センターXを通じてユーザーから提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、センター

は一切責任を負わないものとする。

- 2 センターは、掲載された情報に起因して他のユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、センターの故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(運用要領の変更)

- 第12条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、センターX又は江東区社会福祉協議会ホームページに明示し、周知する。

(その他)

- 第13条 その他、本要領の実施について必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年1月1日から施行する。